

県立高等学校等1人1台端末購入支援給付金【拡充分】の御案内

- ◆ 経済的に余裕のない世帯の負担軽減を図るため、県立学校の授業等で使用するICT端末の購入に必要な費用を支援します。
- ◆ 従来までの住民税非課税世帯までを対象としたものから、対象世帯を拡充します。

1 対象となる方

次の1～3の全てに該当する方が対象です。

1. 山梨県内に在住し、県立高等学校等に入学した方
2. 令和4年3月11日以降に授業等で使用するICT端末を保護者等の負担により購入した方
3. (1)生活保護受給世帯の方
(2)保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方※4人世帯の場合、目安年収約270万円未満となります。

当初分

- (3)保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額（市町村分）」の合計が51,300円未満の世帯の方

※寄付金控除（ふるさと納税）、住宅ローン控除等が無い場合「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額」は市町村民税所得割額になります。

※4人世帯の場合、目安年収約350万円未満となります。

拡充分

2 必要な手続き

- ◆ 学校から配布される申請書に御記入いただき、各学校が定める期日までに提出してください。

【申請に必要な書類】 次の①～③の3点を提出いただきます。

(1)共通

① 申請書

② 領収書等（レシート可）の原本（購入日、本体の購入金額、販売事業者名が分かるもの）

領収書について、1)当初で申請済、又は、2)大塚商会で購入した方は提出不要です。

(2)-1生活保護受給世帯の方

③ 福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書（写）

(2)-2 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方

(2)-3 保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額（市町村分）」の合計が51,300円未満の世帯の方

市町村民税の課税状況は、1)令和2年分所得に対する令和3年度課税、2)令和3年分所得に対する令和4年度課税、のいずれか一方でも満たしていれば対象です。

③ 保護者全員の課税証明書等（課税状況が分かる書類）

令和 4 年度 課税証明書

住所			税証		
氏名			生年月日		
令和 3 年分所得	合計所得金額	所得控除計	税額控除前所得割	市民税	県民税
給与	【以下余白】	配偶者特別控除	調整控除額	*,***円	
所得の内訳		扶養控除	【以下余白】		
収入の内訳		特別扶養控除	(B)税額調整(調整控除)額	(市町村分)	
収入の内訳		本人障害			
収入の内訳		寡・ひ・勤			
収入の内訳		社会保険料控除			
収入の内訳		小規模共済掛金控除			
収入の内訳		生命保険料控除			
収入の内訳		基礎控除			
収入の内訳		【以下余白】			
収入の内訳		課税標準額	**,**円		
収入の内訳		課税総所得			
収入の内訳		課税分離譲渡所得等			
収入の内訳		課税山林所得			
収入の内訳		【以下余白】			

「課税標準額」、「税額調整(調整控除)額」が記載されている証明書を提出してください。
※課税証明書の様式は市町村で異なる可能性があります。

補助対象の確認

保護者全員の
「(A)課税標準額×6% - (B)税額調整(調整控除)額(市町村分)」の合計で判断

- 1) 上記が100円未満(=市町村民税所得割が非課税) → 対象金額の全額を支給
- 2) 上記金額が100円以上51,300円未満 → 対象金額の半額(2台目以降は2/3)を支給

3 支給金額

- 1 生活保護受給世帯の方、保護者等全員の県民税所得割及び市村民税所得割が非課税世帯の方 → 対象金額の全額
- 2 保護者等全員の「市町村民税の所得割の課税標準額×6% - 税額調整額(市町村分)」の合計が51,300円未満の世帯の方 → 対象金額の半額(1/2)
※双子など令和4年度に2台以上購入する場合は2台目以降は対象金額の2/3を給付します(100円未満切り捨て)
※対象金額は、山梨県教育委員会が紹介するECサイトで購入できる端末の価格(令和4年度は56,800円)が上限です。

4 想定スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月
当初分の決定	当初分の給付	拡充分等の申請書の提出	県教育委員会での拡充分等の書類確認・審査	拡充分等の給付金の支給

※申請書の提出、支給の時期はあくまでも目安で、個別の審査状況等により変動します。

Q なぜ1回で募集しなかったのですか。

- ・ 今回の拡充分は、原油価格や物価が高騰している社会状況を踏まえ、令和4年6月議会で必要な予算を追加計上したことを受け、追加募集をするものです。

Q 拡充分は、なぜ市町村民税所得割額で判断しないのですか。

- ・ 市町村民税所得割額では、寄付金控除(ふるさと納税)、住宅ローン控除等を受けている場合に正確に所得状況を把握できないことから、「市町村民税の所得割の課税標準額×6%-税額調整額」で判断させていただきます。

Q 追加募集は拡充分のみ対象ですか。

- ・ 過去に申請をしていなかった、生活保護受給世帯の方、保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方も、対象世帯であれば申請いただけます。

Q 特別支援教育就学奨励費など他の制度から端末の購入費支援を受けられる場合は、どうなりますか。

- ・ 端末購入に、特別支援教育就学奨励費や生活保護費など他制度から支援を受けられる場合は、当該奨励費等を除いた経費が対象金額となります。

Q 令和2年所得、令和3年所得で状況が異なる場合はどうしたら良いですか。

- ・ 年により所得状況が異なる場合は、有利な方で申請してください。
例：令和2年所得(令和3年度課税)が「市町村民税の所得割の課税標準額×6%-税額調整額」<51,300円、令和3年所得(令和4年度課税)が所得割非課税に該当する場合、所得割非課税(全額給付)で申請してください。

お問い合わせ先

山梨県 教育庁総務課教育企画室 教育政策担当
TEL : 055-223-1750
MAIL : kyouiku-kikaku@pref.yamanashi.lg.jp

